

耐震改修等補助制度を一部改正します

市では、地震による家屋の倒壊などから市民の生命や財産を守るため、木造住宅の耐震改修に係る費用に補助を行い、木造住宅の耐震化を進めています。今後も更に、木造住宅の耐震改修を進めるため、耐震改修補助制度を一部見直しました。

■主な改正内容
上部構造評点(建物が持っている耐震性能)を 1.0以上に高める改修だけでなく、0.7以上に高める改修も補助対象とします。

補助制度内容
対象 昭和56年5月以前に建築確認を受けて建てられた住宅などで、対象住宅を所有する人

○耐震診断補助制度(家の状態把握)			
対象建築物	補助率	限度額	
木造住宅	耐震診断にかかる費用の9／10	戸建住宅	4万5000円
		共同住宅など	1戸当たり4万5,000円(上限100万円)
非木造住宅	耐震診断にかかる費用の1／2	戸建住宅	2万5,000円
		共同住宅など	1戸当たり2万5,000円(上限100万円)
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断にかかる費用の1／2 (学校、病院や老人ホームなどについては2／3)	特定既存耐震不適格建築物	100万円(学校、病院や老人ホームなどについては133万2,000円)

○耐震設計補助制度(家の補強計画)		
対象建築物	補助率	限度額
上部構造評点が1.0未満の木造住宅	耐震設計にかかる費用の7／10	1戸当たり10万円

○耐震改修補助制度(家の補強) ※耐震シェルターにも利用可	
対象建築物	限度額
上部構造評点が1.0未満の木造住宅	1戸当たり70万円(所得により90万円)

○除却補助制度(家の取壊し)	
対象建築物	限度額
上部構造評点が0.7未満、または誰でもできるわが家の耐震診断の結果が7点以下の木造住宅	1戸当たり40万円

空き家にも活用できます

空き家にも補助制度を利用することができます。空き家を放置しておくと、景観を損ねるだけでなく、防災・防犯面や倒壊の危険など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。空き家を所有している人は利活用や除却を検討してください。

問い合わせ 都市計画グループ

まちづくり円卓会議から事業提案

大阪狭山市まちづくり円卓会議事業実施要領に基づき、第三中学校区まちづくり円卓会議、狭山中学校区まちづくり円卓会議から、平成30年度事業が提案されました。特定非営利活動法人南中学校区円卓会議については、大阪狭山市まちづくり円卓会議条例・施行規則に基づき、交付金として計上しました。

問い合わせ 市民協働推進グループ

特定非営利活動法人南中学校区円卓会議【 http://nancyuu.com/index.htm 】		
交付金	事業内容	予算額
まちづくり円卓会議交付金	地域コミュニティ誌の発行、地域内で活動する様々な団体や個人との対話と交流の場づくりなどを継続して実施	500万円

第三中学校区まちづくり円卓会議		
事業名	事業内容	予算額
円卓会議推進事業	地域内で活動する様々な団体や個人との対話と交流の場づくり、地域コミュニティ誌の発行、三中円卓マップを活用したウォーキング、菜の花いっぱい運動、休耕地を活用したフラワーガーデン、防災に関するワークショップなどを実施	165万4,000円
夏まつり事業	地域住民によるまちづくりを進め、住民同士が気軽に交流できるように夏まつりを継続して実施	138万円

狭山中学校区まちづくり円卓会議【 http://sayamachuentaku.net/ 】		
事業名	事業内容	予算額
円卓会議推進事業	地域情報誌の発行などによる円卓会議の活動発信、講演会などの開催、ホームページの更新、福祉と教育の補助の充実などを実施	256万8,000円
さやりんピック事業	世代間・地域間の交流を図りながら地域住民のコミュニティづくりをめざし、防犯・防災、健康・福祉、環境などの要素を取り入れた競技などを継続して実施	102万3,000円
美化活動事業	地域の美化活動を通じて環境への関心を高める取り組みとして、河川の清掃や美化に関する啓発看板の設置などを継続して実施	23万円
地域文化祭事業	地域の文化や芸術に触れる取り組みとして、校区内で活動している人に発表する機会の提供などを継続して実施	109万7,000円

市民公益活動促進補助金

平成29年度事業報告会、平成30年度公開プレゼンテーション

問い合わせ 市民協働推進グループ、市民活動支援センター

平成29年度の市民公益活動促進補助金は入門部門の1団体1事業、チャレンジ部門の1団体1事業、自立促進部門の3団体3事業に補助金が交付され、それぞれの団体が事業成果を報告会で発表します。同時に、平成30年度の公開プレゼンテーションも開催します。それぞれの団体が事業報告や工夫を凝らしたプレゼンテーションを行い、どのような事業に補助金が支出されているのか、どのような事業が選ばれているのかを具体的に知ることができます。
とき 15日(日)午前9時15分から ところ 市役所南館・講堂

▼もえるごみの収集日(毎週2回)

月・木曜日	大野、大野台一〜七丁目、茱萸木八丁目、グミヒルズ、スカイハイツ、西山台一〜六丁目、今熊四丁目の一部、グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台、茱萸木五・六丁目の一部、今熊三丁目の一部、茱萸木四丁目の一部
火・金曜日	今熊、池之原、岩室、池尻中一〜三丁目、池尻自由丘一〜三丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一〜七丁目、狭山一〜四丁目、狭山コーポ、南海シティコート金剛、セザール狭山、半田、東茱萸木一〜四丁目、東池尻三丁目(南海高野線の西側)、山本、西山台六丁目の一部、遊園ハイツ、レークハイツ
水・土曜日	池尻北一・二丁目、金剛一・二丁目、狭山五丁目、東池尻一・二丁目、東池尻三丁目(南海高野線の東側)、東池尻四〜六丁目、東野

- ごみの収集は祝日(年始を除く)にも行います。収集時間は、収集するごみの量によって変わりますので注意してください。ごみの分別方法や出し方については、無料ごみシールに同封している平成30年度版「正しいゴミの分け方・出し方」をご覧ください。
- エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となります。粗大ごみとしては収集できません。 ※下表を参照
- ガラス類や刃物などの危険ごみによる収集時のけがを未然に防止するため、ごみは中身が見えるように半透明の袋に入れて出してください。ただし、カラスや猫よけに、ネットやごみペールを使用しても収集は可能です。
- 粗大ごみの排出は、おおむね3点までを目安としてください。引越しや大掃除に伴う粗大ごみなど大量の臨時ごみの収集は有料です。詳しくは、問い合わせてください。
- 注射針、点滴針などの鋭利なものや感染性の高い医療廃棄物は収集できません。医療機関へ相談してください。
- スプリング入りマットレスは、粗大ごみとして収集できません。処理方法など、詳しくは問い合わせてください。

■家電4品目を処分するときは

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ(液晶・プラズマを含む)、冷蔵(冷凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、リサイクルすることが義務づけられています。リサイクルのための引き取りは、販売した小売店や買い替え時の小売店にその義務がありますが、購入した店が遠方などの理由により販売店で引き取りできない場合は、市役所で回収しますので生活環境グループへ申し込んでください。

▼家電4品目リサイクル料金(標準的な料金) ※平成30年4月現在

品目		リサイクル料金(税込)	収集運搬料金	合計
エアコン		2,041円	2,700円	4,741円
テレビ	15型以下(液晶、プラズマを含む)	1,836円		4,536円
	16型以上(液晶、プラズマを含む)	2,916円		5,616円
冷蔵(冷凍)庫	170リットル以下	3,672円		6,372円
	171リットル以上	5,524円		8,224円
洗濯機・衣類乾燥機		2,592円		5,292円

※振込手数料が別途必要です。メーカーにより、リサイクル料金が異なる場合があります

▼し尿の収集日

地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
池尻、東池尻、狭山	2・16	1・16	1・18	2・17	1・15	3・18
半田	4・5・18・19	2・7・18・21	4・5・20・21	4・5・19・20	3・6・20・21	4・5・19・20
茱萸木	9・10・23・24	8・9・23・24	7・8・25・26	6・9・24・25	8・9・23・24	7・10・21・25
池之原	11・25	11・28	12・27	11・26	10・28	12・27
山本	12・13・26・27	14・15・29・30	14・15・28・29	12・13・27・30	13・14・29・30	13・14・27・28
大野	4・5・18・19	2・7・18・21	4・5・20・21	4・5・19・20	3・6・20・21	4・5・19・20

ごみ・し尿の収集日 家電リサイクルなどのお知らせ

問い合わせ 生活環境グループ

■無料ごみシールは届いていますか

平成30年度1年分の無料ごみシールを送付しました。まだシールが届いていない場合は、問い合わせてください。なお、住民基本台帳に記載されていない人には送付しませんので、居住を証明するもの(公共料金の領収書や賃貸契約書など、住所と名前を確認できるもの)を持って、生活環境グループで無料ごみシールの交付手続きをしてください。



▼粗大ごみおよび資源ごみ(ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、金属類など)の収集日(毎月1回)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1	池之原、山本、岩室二丁目の一部	大野台五丁目、グミヒルズ、西山台一丁目、茱萸木四丁目の一部	茱萸木五〜七丁目、スカイハイツ、ハロータウン金剛、東茱萸木一〜四丁目(国道310号沿い)	狭山一〜四丁目、半田六丁目(北村)、フォントナーナ狭山遊園前、さやま遊園グランドハイツ	大野台一丁目、茱萸木六丁目の一部
第2	オリエント狭山アーバンコンフォート、さやまハイタウン、西山台四丁目1・2番(府営住宅1棟〜21棟)	大野台七丁目、ガーデンハイム狭山、西山台五丁目(公団住宅)、西山台六丁目、今熊四丁目の一部、グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台	大野、茱萸木八丁目、東茱萸木一〜四丁目(国道310号沿いを除く)	今熊二丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一〜四丁目(グミヒルズを除く)	今熊一・三〜七丁目、岩室、グリーンコーポ、西山台三丁目
第3	半田一〜五丁目(東村・川向・前田・浦之庄)、パークホームズ、ライプタウン金剛	大野台六丁目、西山台二丁目	大野台四丁目、西山台四丁目3番(府営住宅22棟〜44棟)	金剛一・二丁目、狭山コーポ、南海シティコート金剛、セザール狭山、遊園ハイツ、レークハイツ	東野
第4	池尻北一・二丁目、狭山五丁目、東池尻	大野台二丁目、狭山ハウス	大野台三丁目、狭山グロリアスヒルズ、ライオンズマンション(大阪狭山・金剛)	池尻中三丁目、池尻自由丘一〜三丁目	池尻中一・二丁目、ファインキャピタル

自転車駐車場を利用しましょう

問い合わせ 土木グループ

路上へ自転車などを放置すると、歩行者の通行を妨げて大変危険です。駅前広場や道路を安全で快適に利用できるように、自転車などを駐車する場合は、必ず自転車駐車場(自転車・バイク置場)を利用しましょう。

市内3駅周辺では、自転車等放置禁止区域を指定しており、この区域内で路上に放置されている自転車などは撤去する場合があります。撤去した自転車などは、放置自転車等保管所(亀の甲交差点高架下)で保管しています。引き渡しには、撤去保管料(自転車1500円、ミニバイク2000円)と、運転免

許証など名前や住所を確認できるものが必要です。時間は月々金曜日と第1・3土曜日の午前9時〜午後5時30分(祝日を除く。水曜日は午後7時まで)です。詳しくは、放置自転車等保管所 ☎ 367・8858へ問い合わせてください。

新たに通勤・通学などで駅周辺の自転車駐車場の利用を希望する人は、次の自転車駐車場へ申し込んでください。駅周辺の自転車駐車場は有料です。詳しくは問い合わせてください。

【狭山駅】 西第1自転車駐車場

☎ 366・6022

【大阪狭山市駅】 西第1自転車駐車場

☎ 367・5222

【金剛駅】 東中央自転車駐車場

☎ 366・7877

西第1自転車駐車場

☎ 367・3207



△狭山駅



△金剛駅



△大阪狭山市駅

春の全国交通安全運動

6日(金)〜15日(日)に、春の全国交通安全運動が行われます。交通ルールを守り、事故をなくすよう心がけましょう。

【運動の全国重点】

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の促進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【運動の大阪重点】

- 二輪車の交通事故防止

【運動のスローガン】

- 行けるはず まだ渡れるは もう危険
 - よく安心 チャイルドシートに 抱かれてる
 - 一杯で 消える未来と 消せぬ罪
- 問い合わせ 黒山警察署、または土木グループ

安全運転講習会

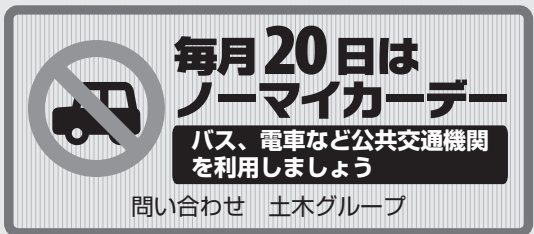
春の全国交通安全運動期間中に次のとおり安全運転講習会を開催します。

とき 7日(土)午前11時30分から(受付は午前11時から) ところ 大阪サヤマ自動車学院(岩室二丁目) 参加費 無料
問い合わせ 黒山警察署

自転車運転時にはヘルメットの着用を

大阪府自転車条例により、高齢者が自転車を運転するときは、ヘルメットの着用が奨励されています。また、13歳未満の児童、幼児が自転車を運転するときは、道路交通法により保護者がヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。ヘルメットを着用し、安全に自転車を運転しましょう。

問い合わせ 土木グループ



狂犬病予防注射と飼い犬登録

狂犬病予防法に基づく予防注射と飼い犬登録を実施します。狂犬病は人をはじめ、すべての哺乳類に感染します。現在、治療法がなく、一度発病してしまつて必ず死亡してしまつ恐ろしい病気です。予防注射は年一回必ず受けましょう。

飼い犬登録をしている飼い主の皆さんは、3月下旬に送付した「狂犬病予防集合注射のお知らせ」を持参し、予防注射を受けてください。また、飼い犬登録をしていない飼い主は「飼い主の住所・名前・電話番号・犬の種類・毛色・名前・生年月日・性別・犬の特徴」を書いたメモなどを会場に持参し、登録手続きを行い、予防注射を受けてください。料金は1頭につき3250円(狂犬病予防注射料金2700円と狂犬病予防注射済票交付手数料550円)です。なるべく、おつりのないように用意してください。また、新たに登録をする場合は、1頭につき3000円が別途必要です。予防注射会場は大変混雑しますので、事故などを防ぐために犬に首輪とリードをつけて、犬を制止できる人が連れてきてください。

集合注射を利用できない場合でも、

動物病院で予防注射を受けることができます。なお、市外の動物病院など、市が事務委託をしていない動物病院で注射を受けた場合は、獣医師が発行する注射済証を持って、生活環境グループで狂犬病予防注射済票のプレートの交付を必ず受けってください。

大阪狭山市オリジナル犬鑑札「さやりん」

飼い犬に鑑札と注射済票を着けることは、法律で定められた飼い主の義務です。万が一、飼い犬が迷子になつても鑑札や注射済票が着いていれば、保護された時に飼い主が誰なのか分かります。旧デザインの場合は、再交付手数料1600円が別途必要です。新たに登録をする場合は、1頭につき3000円が別途必要です。

狂犬病予防集合注射実施日程

会 場		時 間
9日(月)	東野第2公園(東野中三丁目、サニータウン内)	午前9時30分〜10時30分
	東野第1公園(東野中二丁目、蓮光寺東)	午前10時45分〜11時45分
	東池尻児童遊園(東池尻二丁目)	午後1時15分〜2時15分
	池尻第12公園(池尻北二丁目)	午後2時30分〜3時30分
10日(火)	自由丘会館(池尻自由丘一丁目)	午前9時30分〜10時30分
	池尻体育館駐車場(池尻中三丁目)	午前10時45分〜11時45分
	池之原会館(池之原四丁目)	午後1時15分〜2時15分
	総合体育館駐車場(山本南)	午後2時30分〜3時30分
11日(水)	すりばち池公園北側三角地(金剛二丁目)	午前9時30分〜10時30分
	さやか公園(狭山二丁目)	午前10時45分〜11時45分
	今熊公民館(今熊三丁目)	午後1時15分〜2時15分
	大野第1公園(大野西、大野公民館横)	午後2時30分〜3時30分
12日(木)	社会教育センター駐車場(茱萸木二丁目)	午前9時30分〜10時30分
	狭山神社駐車場(半田一丁目)	午前10時45分〜11時45分
	東茱萸木第2公園(東茱萸木一丁目、清水池横)	午後1時15分〜2時15分
	南青少年運動広場(茱萸木六丁目)	午後2時30分〜3時30分
13日(金)	西山台第2公園(西山台一丁目、狭山ニュータウン自治会館横)	午前9時30分〜10時30分
	西山台第4公園(西山台三丁目)	午前10時45分〜11時45分
	大野台第8公園(大野台六丁目、大野台アクティホール横)	午後1時15分〜2時15分
	東大池公園(大野台四丁目、近畿大学医学部附属病院前)	午後2時30分〜3時30分

※車でのお来場はご遠慮ください。上記日程が中止になった場合の予備日は、16日(月)・17日(火)です。

問い合わせ 生活環境グループ

パソコンや携帯電話で、市循環バスの運行情報などを調べることができるバスロケが新しくなります。

各アイコンの表示が見やすくなったほか、追加された「地図確認機能」で市循環バスが現在運行している場所を確認できるようになるなど、さらに使いやすくなりました。



スマートフォン用



携帯電話用

Bus-Vision

東降指定

50音

降車停留所を入力

50音

+ 条件を追加

検 索

メニュー

バスロケ

降車指定

方面指定

時刻表

Bus-Vision

方面指定

2018/01/24 14:08更新

更 新

南回り Aコース 市役所 発

バス運行情報（2台運行中）

市役所

さやかホール

半田一丁目

狭山神社前

半田二丁目

東葉奥木二丁目

14:06通過 地図を確認 >

第七小学校前

榎本病院前

東葉奥木四丁目

問い合わせ 土木グループ

2歳児を対象にした未就園児事業を始めます

市立幼稚園・こども園では、未就園児と保護者を対象に広場事業を次のとおり行います。園内で楽しく遊んだり、在園児と一緒に一部行事にも参加できます。参加を希望する場合は、各園へ直接申し込んでください。

とき・ところ・対象 下表のとおり、いずれも午前10時から

	東幼稚園			半田幼稚園		東野幼稚園		こども園
	2歳児	0～2歳児	0～2歳児	2歳児	0～2歳児	2歳児	0～2歳児	0～2歳児
	いずれも火曜日	金曜日(5月24日は木曜日)	あおぞらひろば/ いずれも木曜日	いずれも木曜日	あおぞらひろば/ いずれも水曜日	月曜日(10月30日は火曜日)	あおぞらひろば/ 水曜日(11月1日は木曜日)	あおぞらひろば
4月	24	27	26	26	25	23	25	
5月	8・15・22・29	11・18・24	17	10・17・24・31	30	7・14・21	30	1(火)
6月	5・12・19・26	1・8・15・22・29	14	7・14・21・28	27	11・18・25	13	5(火)
7月	3・10	6・13	12	5・12・19	11	2・9・23	4	
8月						27	22	
9月	4・11・18・25	7・14・21・28	13	6・13・20・27	26	10	19・26	
10月	16・23・30	12・19・26	18	11・18・25	31	15・22・30	17	19(金)
11月	6・13・20・27	2・9・16・30	8	1・8・15・29	28	5・12・19・26	1	22(木)
12月	4・11・18	7・14・21	20	6・13・20	19	3・10・17	5	
1月	15・22・29	11・18・25	10	10・17・24・31	30	21・28	16	11(金)
2月	5・12・19・26	1・8・15・22	14	7・14・21・28	27	4・18・25	6・13	25(月)
3月	19	1	7	7		4・18	20	

保育園開園のお知らせ

保育の待機児童解消に向け、定員105人の保育所「池尻なな保育園」が、1日(日)に池尻地区に開園しました。

問い合わせ 保育・教育グループ

【任意接種費用助成対象者】

①市の住民基本台帳に記載されている昭和29年4月1日以前生まれの人 ※平成30年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人は定期接種の対象者

②市の住民基本台帳に記載されている60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がい有する人、または市ホームページを確認してください

市では、国が定めた高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者に加え、定期接種対象者以外に対しても、任意接種の費用助成を行っています(平成24年4月1日以降に市の費用助成を受けた人は対象外)。 ※接種後に発行する予防接種済証は保管してください

【持ちもの】

健康保険証など生年月日が確認できるもの、健康手帳 ※②の該当者は、身体障がい者手帳または医師の意見書が必要

【助成回数】

生涯1回のみ

【接種場所】

市内の実施医療機関(今月号広報誌と併せて配布する保健センター日より、または市ホームページを確認してください)

たはHⅴにより免疫の機能に障がい有する人 ※②の障がいの程度は身体障がい者手帳1級相当

【助成対象期間】

1日(日)～平成31年3月31日(日)の接種分

【自己負担額】

3000円(定期接種・任意接種いずれも必要) ※生活保護世帯の人は無料ですが、生活保護グループが発行する予防接種券が必要

【対象】

ワクチン接種日現在、市の住民基本台帳に記載されていて、風しん抗体検査の抗体価が、Hⅴ法16倍以下またはEⅴA法EⅴAⅴgG価8・0未満の人のうち、次の①～③のいずれかに該当する人

市では、先天性風しん症候群の予防対策として、風しんワクチン接種費用の一部を助成します(妊娠中または妊娠の可能性がある女性、平成25年4月1日以降に風しんワクチンを接種したことがある人は対象外)。

助成を受けるには、風しん抗体検査の結果が記載された書類が必要です。風しん抗体検査は、富田林保健所 ☎0721・23・2681で無料で受けることができます(電話予約が必要)。また、医療機関などで受けた風しん抗体検査の結果でも、風しんワクチン接種費用の助成対象となります。

①妊娠を希望する女性

②妊娠を希望する女性の配偶者

③妊娠している女性の配偶者

【助成対象期間】

1日(日)～平成31年3月31日(日)の接種分

【助成上限額】

風しんワクチン／4000円、麻しん風しん混合(MR)ワクチン／7000円

【申請方法】

①風しん抗体検査の結果が記載された書類と、①風しん(麻しん・風しん)ワクチン接種済証を持って医療機関でワクチン接種を受ける

②医療機関で接種費用を支払い、医療機関で記載、押印された①風しん(麻しん・風しん)ワクチン接種済証と②接種費用がわかる領収書を受け取る

③①風しん(麻しん・風しん)ワクチン接種済証、②接種費用がわかる領収書、③風しんワクチン等接種費用助成申請書兼請求書、④通帳など振込先のわかるもの、⑤印鑑を持って保健センターで申請する ※①、③は保健センターで配布(市ホームページからもダウンロード可)

【申請受付期間】

2日(月)～平成31年4月5日(金)

平成28年度第四次総合計画実施計画および 総合戦略の取り組み状況について

市では、長期的なまちづくりの基本方向と施策の内容を総合的、計画的に示した市政の指針となる総合計画を策定し、それを実現するために取り組む具体的な事業を「第四次総合計画実施計画」に掲げ、まちづくりを進めています。また、長期的な課題である人口減少問題の克服を見据え、地方創生を成し遂げていくため、分野横断的に取り組む個別計画のひとつである総合戦略を策定し、取り組みを進めています。

これらの取り組みの進捗状況などについて外部の視点から評価していただくため、識見のある人や市民で構成する「大阪狭山市行政評価委員会」を設置し、そこでいただいた意見などを参考にしながら、よりよい市政運営をめざしています。

【大阪狭山市行政評価委員会の評価および意見】

平成28年度の取り組みについては、目標達成に向けて、概ね計画どおりに実施されている。ただし、一部において、実施内容が見直されている取り組みもあることから、適宜、計画内容の見直しを図られたい。本委員会における意見や指摘事項については、これを十分参酌し、今後の取り組みに活かされたい。

個別に選定された事業に対する行政評価委員会からの意見など

①妊娠・出産包括支援事業(育児パッケージプレゼント、相談事業(妊娠・出産)の実施)

各種教室などの開催については、平日だけでなく、土曜日においても実施されている。さらに多くの人に参加できるよう、日曜日の開催も検討していただきたい。また、市では、妊娠期からきめ細やかなサービスを提供しているので、そのことを市内外へ広くアピールしていただきたい。

②自治会などへの加入促進(地域力活性化事業)

自治会などの必要性について、広報誌や市ホームページなどでも周知に取り組まれているほか、不動産関係団体とも連携しながら、新規転入者などへの啓発に努めている。今後とも、コミュニティの基盤となる自治会のあり方については、関係機関が連携しながら、具体的な取り組みを進めていただきたい。

③在宅医療介護 ICT 連携事業

本事業に参画する医療機関、介護事業者などの更なる拡充が望まれる。医師および事業者などに対し、さらに働きかけをしていただくとともに、在宅の高齢者などの利用者に対しても、この事業の趣旨の理解を得られるよう努められたい。また、効果検証にあたっては、めざすべき目標を明快にし、市民にとってもわかりやすいものとなるよう工夫されたい。

④狭山池のブランド化による賑わいづくり事業(狭山池築造1400年記念事業などの推進)

狭山池は、大阪狭山市を市内外に広くアピールする上で非常に重要な拠点であるため、特に文化財としての価値を強みにし、関係部局と連携しながら、全庁で取り組んでいただきたい。また、交流人口の増加を目標としているので、モニタリングを行うなどのデータ把握に努め、成果を確認できる方策を検討いただきたい。

⑤都市農地の有効利用支援事業

住民や事業者のニーズを把握するとともに、営農者の意向ともうまくマッチングする今後の都市農地のあり方について検討していただきたい。

問い合わせ 企画グループ

狭山池博物館ボランティア企画展

はるかなる 石の旅

—重源の作善の足あとを行く—

重源狭山池改修碑や重源によって樋に転用された石棺を起点として、重源のあゆみや支えた人々、その足あと・石のふるさとをパネルで紹介します。

とき 14日^土～5月13日^日

ところ 狭山池博物館・特別展示室

入場料 無料

講演会

とき 21日(土)午後2時～3時30分(開場は午後1時30分) ところ ホール 内容・講師 「重源と石造物～宋風石造物が語る中世～」山川均さん/大和郡山市教育委員会 参加費 無料 定員 126人(当日先着順)

問い合わせ 狭山池博物館

収納事務の委託および指定代理納付者を指定しました

地方自治法第231条の2第6項および地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次のとおり大阪狭山市ふるさと応援寄附金の収納の事務を委託し、指定代理納付者を指定しました。

①収納の事務を委託した者

名称	所在地
株式会社サイネックス	大阪府中央区瓦屋町三丁目6-13
S M B C ファイナンスサービス株式会社	東京都港区三田三丁目5-27 住友不動産三田ツインビル西館7階

②指定代理納付者の指定を受けた者

名称	所在地
株式会社ジェーシービー	東京都新宿区大久保三丁目8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
りそなカード株式会社	東京都江東区東陽二丁目2-20

③委託期間または指定期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

問い合わせ 企画グループ

エアゾール式消火具の廃棄方法

スプレー式消火具の廃棄は、殺虫剤や化粧品などのエアゾール缶と同様、次の手順に従い、内部の薬剤・圧力を抜いて廃棄処理をしてください。使用期限が大幅に過ぎたものは、製造業者に適正なガスの排出方法を確認後、ガスを出し切ってから、リサイクルボックスに出してください。 ※ 廃棄処理は、ベランダなどの換気の良い場所で行ってください。消火薬剤が肌やほかのものに付着した場合は、すぐに水で洗い流してください。目に入ったときは、水でよく洗い流し、痛みを感じるようであれば、医師の診察を受けてください。

問い合わせ 消防本部

- ①ごみ用の大きいビニール袋(30リットル程度)を用意する
- ②ビニール袋の中に新聞紙を数枚丸めて入れる
- ③ビニール袋内の新聞紙に吸い取らせながら、圧力が完全に無くなるまで中身の消火薬剤を放出する
- ④内部の圧力を全て放出した後の缶は、リサイクルボックスに出す
- ⑤消火薬剤を吸い取らせた新聞紙は、燃えるごみとして廃棄する



18日(水)～ 27日(金)は

春の地域安全運動

みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり

期間中、警察では次のような犯罪の被害防止を重点に、関係団体などと協力して啓発を行います。

地域の皆さんをはじめ、市や警察が一丸となり、安全で安心なまちを確立しましょう。

○特殊詐欺の被害防止

「その電話 本当にあなたの 息子さん？」

○子どもや女性を対象とする犯罪の被害防止

「振り向いて あなたの後ろに 迫る影」

○自動車関連犯罪、ひったくりの被害防止

「きいつけや～ あんたのことやで そのバッグ」

問い合わせ 黒山警察署

消防団員17人が受章

平成29年度

大阪府消防表彰式



3月17日、「平成29年度大阪府消防表彰式」が大阪府立労働センター「エール・おおさか」で行われ、市消防団員が表彰を受けました。受章内容は、次のとおりです。

【消防庁長官表彰】

●永年勤続功労章

山村歳幸(副団長)

【大阪府知事表彰】

●消防勤続功労章

尾崎頼行(大野分団分団長)

●消防功労章

西尾修(茱萸木分団副分団長)

山本純生(東野分団副分団長)

【日本消防協会会長表彰】

●精績章

山村歳幸(副団長)

【大阪府消防協会会長表彰】

●永年勤続章

池野賢博(山本分団副分団長)

●勤続章

中嶋誠(狭山分団分団長)

宮崎仁男(平田分団分団長)

川上克実(茱萸木分団分団長)

●勤功章

高山明弘(池尻分団分団長)

芝田正弘(池尻分団分団長)

森本清司(山本分団分団長)

●精勤章

辻仁史(岩室分団分団長)

若林俊二(池尻分団分団長)

●消防団員家族表彰(自治体消防70周年・大阪府消防協会設立70周年記念)

岡本典久(東池尻分団分団長)

岡本裕紀子(女性分団分団員)

※敬称略

消防協力者に感謝状を贈呈

昨年台風21号が発生した際に、消防活動に協力していただいた根岸寛人さんと川上典子さんの2人に消防長から感謝状が贈呈されました。

平成29年10月22日に近畿地方へ接近した台風21号の影響で市内全域に避難勧告が、浸水する危険性の高い茱萸木七丁目地区の一部には避難指示が発令されました。消防署が避難指示区域の警戒および広報に出場したところ、西除川法面の一部が削られ、駐車されていた大型トラック数台が河川に転落する寸前の危険な状況であったところ、根岸さんの協力により車両所有者に連絡をとり、素早く車両移動ができたことで被害を回避できました。

また、民生委員である川上さんは危険な状況下にも関わらず、消防署員とともに指示区域全戸を訪問し居住者の避難誘導にご尽力されました。



東大池公園に大型遊具を設置

New!

東大池公園(大野台四丁目)に、来園する子どもたちがより楽しめる大型遊具を、新しく設置しました。

問い合わせ 公園緑地グループ

災害時における地図製品等の供給等に関する協定締結式

3月2日、市は株式会社ゼンリンと「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」を締結しました。

大規模災害時、災害対策本部において被害や応急対応の状況把握、り災証明発行のための家屋調査など、災害対応全般にわたり地図の活用は欠かせません。この協定に基づき地図製品などを供給していただくことで、災害発生時はもとより、平常時から地図を活用した災害対応訓練を行うことができます。



問い合わせ 防災・防犯推進室

大阪府内で統一基準を設定

大阪府が市町村間の公平性を保つため、「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、大阪府内で統一基準を定めました。定められた統一基準の内容(抜粋)などは次のとおりです。

項目	運用開始時期	大阪府内統一基準
保険料	段階的(経過措置期間あり)	市町村ごとの保険料から大阪府内どこに住んでいても同じ保険料になります
保険料算定方式および支払回数	平成31年4月1日から	仮算定・本算定(年12回毎月払い)から、本算定のみ(年10回払い、6月～翌年3月)になります
葬祭費	4月1日から	3万円から5万円に増額します
保険料減免	平成31年4月1日から	減免の対象事由などが変更になります。ただし、市では平成30年度のみ、現在の減免基準と府内統一の基準を併用します
一部負担金減免	4月1日から	減免の判定方法が統一され、外来分が追加されます

高額療養費多数該当の通算方法が変更

高額療養費制度は、1年のうち、高額療養費の支給を4回以上受けた場合(多数該当)、自己負担限度額が減額されます。これまでは、他市町村へ転居した場合、国民健康保険の資格を喪失し、高額療養費の該当回数を引き継ぐことができませんでした。しかし、4月からは、大阪府と市町村が共同保険者となることに伴い、大阪府内転居の場合には資格が継続するため、世帯の継続性(家計の同一性、世帯の連続性)が保たれている場合は、該当回数が引き継がれます。

例	同一都道府県内で転居した場合						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
				└─ここから該当			
4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
				└─ここから該当			

入院時食事代の自己負担額が変更

入院したときの食事代の自己負担額が、4月から1食460円になります。ただし、所得区分により異なります。
※住民税非課税世帯区分の人は変更ありません

人間ドックの助成額を増額

市では、国民健康保険に加入している満30歳以上の人を対象に、人間ドック費用の一部助成を行っています。

4月1日以降に人間ドックを受診する場合、助成額を2万円から3万円に増額します。助成は、市が指定する市内外の病院で受診した場合に限ります。また、市で国民健康保険に加入し、年齢が30歳以上であることなど、いくつかの要件があります。詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

4月から

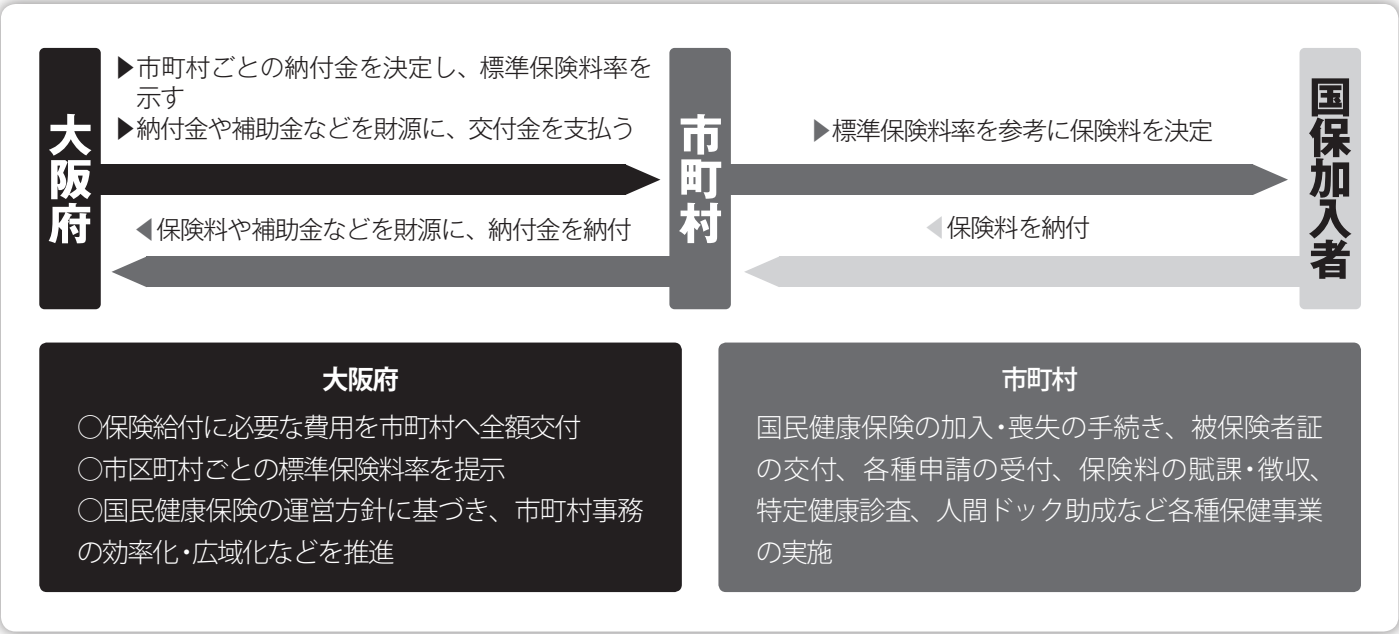
国民健康保険制度が変わります

国民健康保険制度は、被保険者の減少や高齢化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加により、その財政運営は年々厳しい状況になっています。こうした課題に対応するため、市町村ごとに運営していた国民健康保険を、4月から大阪府と市町村が共同で運営します。

問い合わせ 保険年金グループ

国民健康保険制度を広域化

新しい国民健康保険制度では、大阪府が国民健康保険の財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険制度の運営について中心的な役割を担い、各市町村が保険給付に必要な費用を全額交付します。市町村はこれまで通り地域における各種届出の申請受付や問い合わせの対応などを行い、国民健康保険加入者から徴収した保険料の中から納付金(国民健康保険事業の運営に必要な費用)を大阪府に納めます。



被保険者証の様式が変更

4月から大阪府も保険者になることに伴い、国民健康保険の資格を市町村ごとではなく、都道府県単位で管理する仕組みに変わります。そのため、11月更新分から被保険者証の様式が変わります。
※限度額適用認定証、高齢受給者証など、そのほかの証の様式についても8月更新分から変わります

変更イメージ

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成30年10月31日
記号・番号 狭国 0

氏名 狭山 太郎
生年月日 昭和21年11月15日 性別 男
世帯主氏名 狭山 太郎
住所 大阪府大阪狭山市狭山

資格取得年月日 平成25年 1月 7日 交付年月日前有効
交付年月日 平成29年11月 6日
保険者番号 270629
保険者名 大阪狭山市

▲10月31日まで

大阪府国民健康保険被保険者証

有効期限 平成31年10月31日
記号 狭国 番号 0

氏名 狭山太郎
生年月日 昭和21年11月15日 性別 男
適用開始年月日 平成25年01月07日
交付年月日 平成30年11月01日 交付年月日前有効
世帯主氏名 狭山太郎
住所 大阪府大阪狭山市狭山
保険者番号 270629
電話 072-366-0011 交付者名 大阪狭山市

▲11月1日から

②特別徴収(年金からの支払い)

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から天引きします。

仮徴収(平成29年中の所得が確定するまでの仮納付／4・6・8月)

①平成30年2月に保険料を特別徴収で納付した人

4月の年金受給時に、2月に納付した保険料と同額を仮徴収額として天引きします。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市が判断した場合、仮徴収額を変更する場合があります。その場合は、変更通知書を送付します。

②平成29年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

平成29年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、確認してください。 ※平成29年度に引き続き普通徴収(口座振替や納付書)で納付する人に対しては、仮徴収は行いません

本算定後の特別徴収

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。10・12・2月の年金受給時に、平成29年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納付済の保険料を差し引いた額を、支払回数に振り分けて天引きします。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06-4790-2028、または保険年金グループ

平成30・31年度の
保険料の算定方法
(大阪府)

年間の保険料
(限度額62万円)

= 均等割額
被保険者1人当たり
5万1,491円

+ 所得割額
賦課のもととなる所得金額(※)
×所得割率9.90%

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地などの譲渡所得など)の合計額から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除分は控除されません)

保険料の軽減が受けられる場合

①被保険者均等割額の軽減

	所得の判定区分	軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
①	下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,149円
②	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,723円
③	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円) + 27万5,000円×被保険者の数】を超えないとき	5割	2万5,745円
④	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円) + 50万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	4万1,192円

□基礎控除額などの数値については、今後の税法改正などによって変動する場合があります

□軽減判定をするときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません

□当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します

□世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります

②会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当面の間、所得割額は課されず、平成30年度は均等割額の5割が軽減され、平成31年度以降は資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。なお、①の①または②に該当する人の均等割額については、それぞれの軽減割合が適用されます(国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外)。

③留意事項

軽減対象者の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行うので、被保険者が申請する必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、保険年金グループへ簡易申告などが必要です。

保険料額のお知らせと保険料の納め方

①普通徴収(口座振替や納付書で支払い)

7月に、平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。口座振替や納付書(納入通知書)により、9回(7月から翌年3月まで)で納付してください。 ※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります

後期高齢者医療健康診査を受診できます

後期高齢者医療被保険者は、大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する歯科医院などで、受診券に記載された有効期限までに年度中に無料です。1回受診できます。4月下旬に健康診査受診券を「受診券在中」と記載した封筒で送付します。年度途中に7歳になる人には、誕生月の翌月初めに順次送付します。

受診の際は、事前に医療機関などへ問い合わせ、受診券を発行します。

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している人 ※退院や退所をした場合は、受診券を発行します

後期高齢者医療歯科健康診査を受診できます

後期高齢者医療被保険者は、大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する歯科医院で、年度中(4月1日～翌年3月31日)に無料で1回受診できます。4月下旬に歯科医院リストを送付します。年度途中に7歳になる人には、誕生月の翌月初めに順次送付します。

●病院または診療所に6か月以上継続して入院している人

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している人

●介護予防事業における口腔ケアなどの歯科保健事業の対象者

人間ドックの費用を助成します

後期高齢者医療被保険者が人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します(年度中1回、2万6000円が上限)。次の必要書類などを持って、保険年金グループへ申請してください。

●検査項目が確認できるもの(検査結果通知書の写しなど)

●被保険者証

●口座情報かわかるもの

●印鑑

問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031、または保険年金グループ